

美郷町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

**令和8年3月
美郷町**

目 次

第1部 はじめに	1
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 ..	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
第4節 対策推進のための役割分担	8
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	
第1節 対策項目ごとの基本理念と目標	10
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	13
第1節 準備期	13
第2節 初動期	15
第3節 対応期	20
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期	22
第2節 初動期	24
第3節 対応期	26
第3章 まん延防止	
第1節 準備期	28
第2節 初動期	29
第4章 ワクチン	
第1節 準備期	30
第2節 初動期	37
第3節 対応期	39

第5章 保健.....	
第1節 対応期.....	40
第6章 物資.....	
第1節 準備期.....	41
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	
第1節 準備期.....	42
第2節 初動期.....	44
第3節 対応期.....	45
保健に関するガイドライン（参考）要配慮者への対応.....	48
(内閣感染症危機管理統括庁 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン 「保健に関するガイドライン」より)	

第1部 はじめに

【美郷町新型インフルエンザ等¹対策行動計画改定の目的】

本町では社会経済全体にわたる総合的な措置について美郷町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画²」という。）を策定し、平成26年4月から対策を講じてきた。

しかしながら、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者対応（以下「新型コロナ対応」という。）を通じて、感染拡大時の医療提供体制や関係機関の連携、町民への情報提供・共有のあり方等について、新たな課題が明らかになったところである。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時、感染拡大を可能な限り抑制するために行う不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の対応は、町民生活に及ぼす影響を最小限にすることが必要であり、社会経済とのバランスを考慮した柔軟な対策の切替えのためには、速やかな情報の収集・分析や発信、平時における研修、訓練、備蓄等の備えを充実させることが重要である。

こうしたことを踏まえ、令和6年7月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画³」という。）の改定、令和7年3月の秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画⁴」）の改定を受け、これらの課題に対処するとともに、医療分野のみならず、次なる感染症危機に備え、発生時には円滑に対応するために、本町行動計画を改定する。

1 新型インフルエンザ等：感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

2 町行動計画：新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定する市町村が定める新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

3 政府行動計画：新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条に規定する国が定める新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

4 県行動計画：新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に規定する都道府県が定める新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

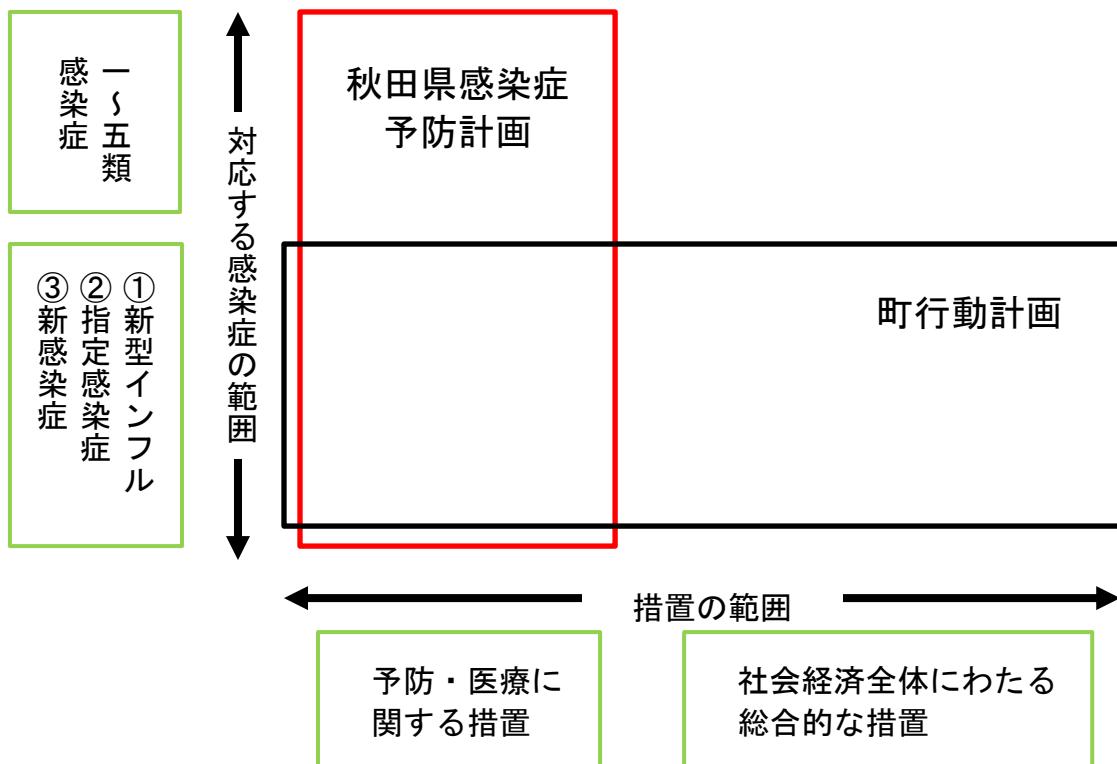
【町行動計画の概要】

町行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナだけでなくその他の幅広い呼吸器感染症を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- ①新型インフルエンザ等感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

図1-1 町行動計画が対象とする感染症と措置の範囲



町行動計画は、対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。

対象とする疾患は、幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、記載を3期（準備期、初動期

及び対応期)に分け、特に準備期の記載を充実させる。

図1-2 町行動計画の改定前後の比較

これまでの行動計画：対策5項目	改定後の行動計画：対策7項目
①実施体制 ②情報提供・共有 ③予防・まん延防止 ④予防接種 ⑤町民生活・経済	①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③予防・まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦町民生活・経済

町行動計画は、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに改定についての検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

なお、最新の科学的知見が得られた場合や新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、前記の期間にかかわらず、町行動計画等の見直しを適時適切に行うものとする。

表 1-1 感染症法の対象となる感染症の分類

分類	規定されている感染症	分類の考え方
1類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
2類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9) 等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
3類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
4類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
5類感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス)、性器クラミジア感染症 等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
(危機管理のための類型)		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ●かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	※政令で指定	現在感染症法に位置づけられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

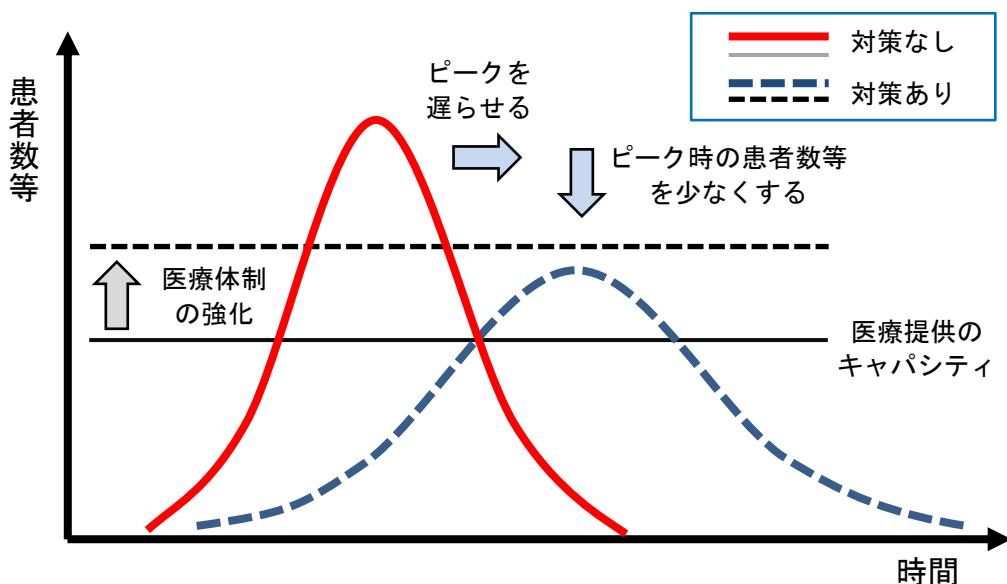
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等患者⁵の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・患者数等をなるべく少なくして治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

図2-1 対策の効果・概念図



5 患者：新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療提供体制又は町民生活及び町民経済の安定維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

○準備期：発生前の段階。訓練等、事前の準備を行う。

○初動期：国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。国の政府対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。

○対応期：新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、基本的対処方針5が策定されて以降の段階。対応期は、更に次の4つの時期に分けて考えることができる。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(2) 社会全体で取り組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、医療対応の対策、施設の使用制限等の医療対応以外の対策を組み合わせて行う。

医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、特措法、その他の法令、本行動計画等に基づき、対策を実施する場合、次の点に留意する。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行う。

(2) 基本人権の尊重

要請や行動制限は最小限とし、誹謗中傷等人権侵害が生じないよう取り組む。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図る。

(4) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者が多い本町では、新型コロナ対策で構築した社会福祉施設等と医療機関との連携体制を引き続き確保しつつ、施設職員に対する感染症の予防、まん延防止のための研修を実施して、対応力の強化を図る必要がある。そのため、実地指導、感染対策に関する助言を行うことのできる感染制御指導者並びに自施設において感染制御を推進する者を育成する。

(5) 感染症危機⁶下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制を整える。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 感染症危機：町民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康並びに町民生活及び町民経済に重大な影響が及ぶ事態。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・地方公共団体及び指定（地方）公共機関⁷等への支援
- ・WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

(2) 県

- ・業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・情報提供・共有体制の整備
- ・発生時の行政手続等のDXの推進
- ・医療機関と病床確保等の医療措置協定⁸締結
- ・検査機関、医療機関と検査等措置協定⁹締結
- ・宿泊施設等の措置協定締結
- ・保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

(3) 町

- ・情報提供・共有体制の整備
- ・発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ワクチンの接種
- ・住民の生活支援（要配慮者への支援）

※保健所設置市は、保健所の対応や検査体制等の準備

7 指定（地方）公共機関：特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

8 医療措置協定：感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

9 検査等措置協定：感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

(4) 医療機関

- ・県との医療措置協定締結
- ・院内感染対策の研修
- ・周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・感染症対策物資等の確保

(5) 指定（地方）公共機関

- ・特措法に基づく対策の実施

(6) 登録事業者¹⁰

- ・事業継続等の準備

(7) 一般の事業者

- ・マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

(8) 町民

- ・健康管理
- ・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
- ・マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・感染症に関する情報への理解と人権尊重

10 登録事業者：特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 対策項目ごとの基本理念と目標

本行動計画の主な対策項目である7項目は、一連の対策として実施される必要がある。

図2-2 対策7項目の概要

①実施体制
<ul style="list-style-type: none"> ・準備期：実践的訓練、国・県・市町村との連携強化 ・初動期：対策本部の設置 ・対応期：情報の継続的な共有、町による総合調整
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
<ul style="list-style-type: none"> ・準備期：情報提供、コールセンター設置準備 ・初動期：] 迅速かつ一体的な情報提供・共有、偏見・差別等への対応 ・対応期：]
③まん延防止
<ul style="list-style-type: none"> ・準備期：基本的な感染対策の普及 ・初動期：患者・濃厚接触者への対応の確認 ・対応期：発生状況・重症化率等に基づいた対策、緊急事態等の検討
④ワクチン
<ul style="list-style-type: none"> ・準備期：予防接種への理解を深める情報提供 ・初動期：接種体制の構築 ・対応期：接種開始、健康被害救済
⑤保健
<ul style="list-style-type: none"> ・準備期：] ・初動期：] 県行動計画による対応 ・対応期：相談対応、調査、入院調整、健康観察等の実施
⑥物資
<ul style="list-style-type: none"> ・準備期：感染症対策物資の備蓄 ・初動期：] 県行動計画による対応 ・対応期：]
⑦町民生活・町民救済
<ul style="list-style-type: none"> ・準備期：業務継続計画の策定、衛生用品の備蓄等の勧奨 ・初動期：事業継続に向けた準備等の要請 ・対応期：町民生活及び社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

①実施体制

平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、対策本部を中心に政策を実行し、感染拡大を可能な限り抑制する。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹¹

平時から、国または県が提供・共有する情報を活用して、町民等とのリスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

③まん延防止

強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国が行うまん延防止等重点措置¹²や緊急事態措置¹³を踏まえて対策を実施する。

④ ワクチン

県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給及び接種を行う。

⑤保健

市町村は県が実施する健康観察への協力及び当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、日常生活を営むために必要なサービスの提供や物品の支給に協力する。

11 リスクコミュニケーション：個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

12 まん延防止等重点措置：特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、町民生活及び町民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

13 緊急事態措置：特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。町民の生命及び健康を保護し、並びに町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

⑥物資

平時から医療機関等における感染症対策物資等¹⁴の備蓄等を推進する。新型インフルエンザ等の発生時に、個人防護具¹⁵が不足する場合は、国を通じて医療機関等に対し必要な個人防護具の配布を行う等、更なる対策を講ずる。

⑦町民生活及び町民経済の安定の確保

平時から、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務継続計画（BCP）の策定等の必要な準備を行う。さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。加えて、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

14 感染症対策物資等：感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

15 個人防護具：マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹⁶

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全県的な取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

（2）所要の対応

1－1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務課・住民生活課・福祉保健課・関係課）

1－2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く。¹⁷
(福祉保健課)
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続については、美郷町業務継続計画（平成28年3月作成）によるものとする。（全課）
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成のため、県等が行う研修等に積極的に参加する。（福祉保健課・関係課）

16 特措法第8条第2項第1号及び第3号

17 特措法第8条第7項及び第8項

1－3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、秋田県、美郷町及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（全課）
- ② 国、秋田県、美郷町及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（全課）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町新型インフルエンザ等対策本部会議、町新型インフルエンザ等対策連絡部会議を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹⁸や秋田県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（総務課・福祉保健課・関係課）
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（全課）

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実現のため、国及び県からの財政支援¹⁹を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁰ことを検討し、所要の準備を行う。（企画財政課・関係課）

（ア）「美郷町新型インフルエンザ等対策本部」

（平成25年5月15日設置 条例第14号）

美郷町新型インフルエンザ等対策本部は新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、又は、直ちに検討する課題が生じたときに招集する。

18 特措法第15条

19 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

20 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

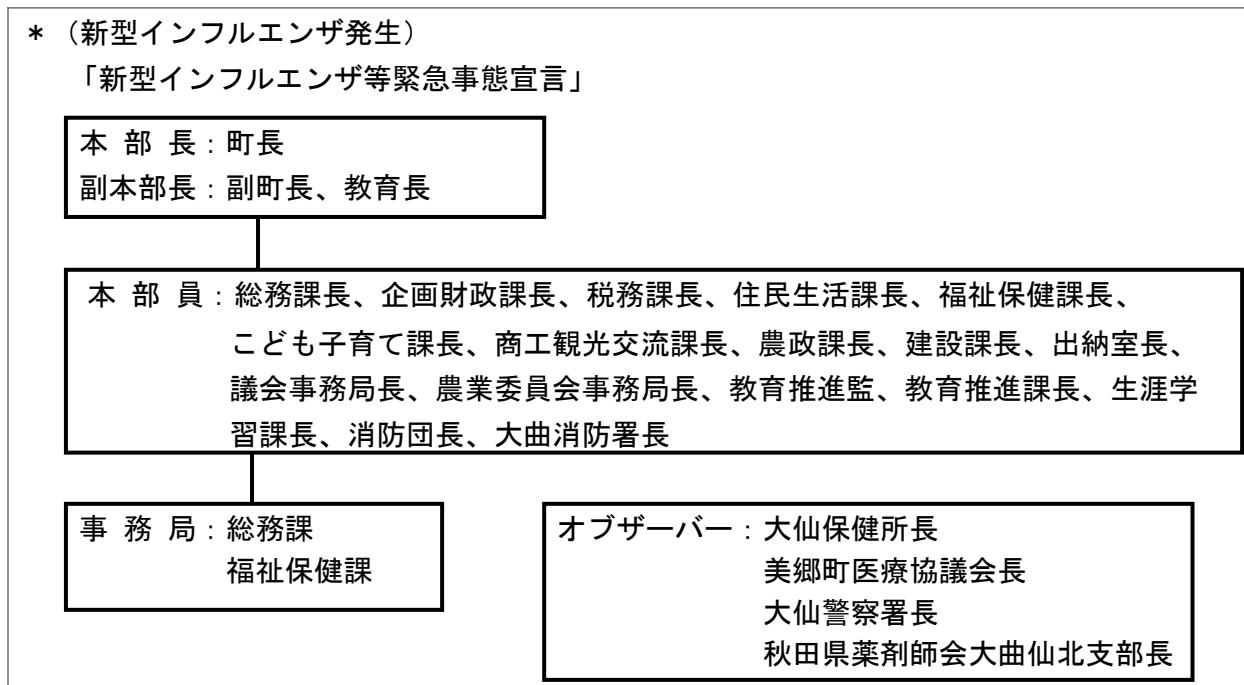
○組織（美郷町地域防災計画第3章第1節第3の美郷町災害対策本部等に規定する職員）

- ・本部長………町長
- ・副本部長………副町長、教育長
- ・本部員………消防団長、大曲消防署長・各課室局長
- ・事務局………総務課、福祉保健課

○主な所掌事務

- ・町内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- ・発生時における住民等への支援・指導に関する事項
- ・発生時における被害拡大防止に関する事項
- ・関係機関等との連絡調整に関する事項
- ・その他必要な事項

図3-1 美郷町新型インフルエンザ等対策本部組織図



(イ) 「美郷町新型インフルエンザ等対策連絡部」（町本部条例第4条による）

情報収集や国、県等からの指示連絡事項を的確に処理するため、対策本部の下に連絡部を置く。

○組織

- ・部長…………福祉保健課長
- ・副部長…………住民生活課長
- ・本部員…………総務課長および発生感染症にかかる関係課長
- ・事務局…………福祉保健課、住民生活課、感染原因にかかる関係課

○主な所掌事務

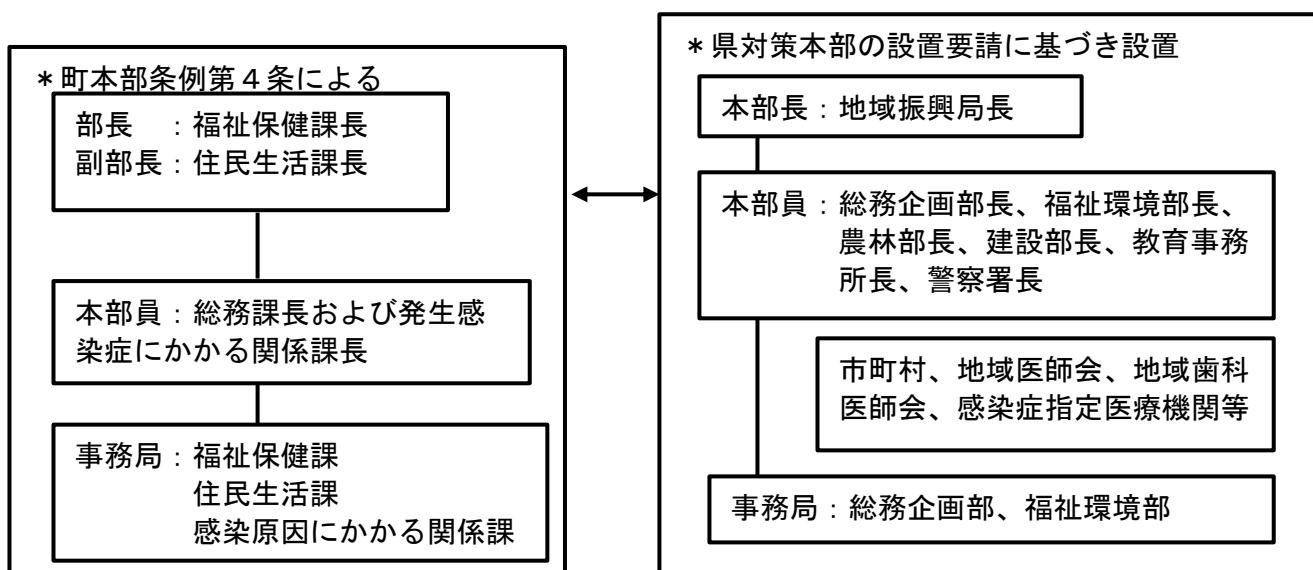
- ・本部長への報告
- ・情報収集及び関係機関との連絡調整
- ・対策実施のための諸調整
- ・その他必要な事項

県対策本部では、国（県）内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、県行動計画に基づき具体的な対策を検討し、地方機関一体となり対策を進めていくために、各地域振興局に「新型インフルエンザ等現地対策本部」を設置する。町は関係機関と連携しながら、県が招集する地域連絡会議に参加し、地域における新型インフルエンザ等対策を実施していく。

図3-2 美郷町新型インフルエンザ等対策連絡部及び県現地対策本部組織図

美郷町新型インフルエンザ等対策連絡部

県（仙北地域振興局）現地対策本部



<各課の主な対応>

課名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び関係団体等との情報の共有に関すること ・所管する集客施設等に対する情報提供及びまん延防止に関すること ・国内発生期以降における関係団体等への活動の継続、又は自粛要請等に関すること ・職場内での感染防止対策の実施に関すること ・町内発生期～感染期における町業務の維持継続に関すること
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部に関すること ・県対策本部との連絡調整に関すること ・町業務の維持（職員の健康管理を含む）の総括に関すること ・国・県への緊急要請、要望に関すること ・緊急器材・用品の調達等に関すること ・庁舎の感染予防及びまん延防止に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・公用車の利用に関すること ・外国人への情報提供等に関すること ・町有施設の活用に関すること
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策予算措置に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町税等の徴収猶予及び減免に関すること
住民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知・情報提供、啓発に関すること ・関係機関及び団体との連絡調整に関すること ・廃棄物（感染性廃棄物を含む）の処理対策に関すること ・必要資材の備蓄に関すること ・埋火葬・遺体の処置に関すること ・患者の搬送に関すること
福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策連絡部に関すること ・関係機関及び団体との連絡調整に関すること ・保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携調整に関すること ・新型インフルエンザ等発生動向の情報収集に関すること ・住民への感染予防・医療機関受診方法等情報提供に関すること ・相談窓口の設置・運営に関すること ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの予防接種に関すること ・所管施設の通所者・入所者の健康状態及び施設での発生状況の把握に関すること ・健康相談センター（発熱外来等）の設置・運営に関すること ・県の要請に応じサーバランス事業への協力に関すること ・感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材等の調達に関すること ・要援護者等の支援に関すること

第3部 第1章 実施体制（初動期）

課名	主な役割
こども子育て課	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の感染対策に関すること ・認定こども園の臨時休園等に関すること
商工観光交流課	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の調達、斡旋に関すること ・企業活動の支援、自粛に関すること ・観光客への対応に関すること
農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥、家きん等の大量の不審死、高原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥、家きん等の検査等への協力及び処分等に関すること ・事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること ・農林畜産物の安定供給に関すること
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保及び供給に関すること ・所管施設等の機能の確保に関すること
教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会との連絡調整に関すること ・小中学校の感染対策に関すること ・小中学校の臨時休校等に関すること
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の感染対策に関すること

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（2）所要の対応

3－1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3－1－1 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により当該町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²¹を要請する。（総務課・福祉保健課）
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める²²。（総務課・福祉保健課）

3－1－2 必要な財政上の措置

町は、国及び県からの財政支援²³を有効に活用するなどして、対策に必要な財源確保に努める²⁴。（企画財政課・関係課）

21 特措法第26条の2第1項

22 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

23 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2

24 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

3-2 緊急事態措置の検討等について

3-2-1 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する²⁵。町は、当該町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²⁶。（総務課・福祉保健課・関係課）

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する²⁷。（総務課・福祉保健課）

25 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

26 特措法第36条第1項

27 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²⁸

第1節 準備期

（1）目的

町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

（2）所要の対応

1－1 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有

1－1－1 町における情報提供・共有について

- ① 新型インフルエンザ等発生時に県との連携の下、発生状況に応じ住民への情報提供の内容や、時期及び媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（総務課・福祉保健課・関係課）
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供するとともに、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。（総務課・福祉保健課・関係課）
- ③ 新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置、周知等の準備をする。（福祉保健課）

1－1－2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ① 国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。（総務課・住民生活課・福祉保健課）
- ② 有事においては、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察等に関して県から協力を

28 特措法第8条第2項第2号イ

求められることもある²⁹ことから、具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）を参考に、あらかじめ想定しておく。（福祉保健課）

1－1－3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。（福祉保健課）

29 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

2-1 情報提供・共有について

2-1-1 町における情報提供・共有について

- ① 国が発信している情報を収集し、住民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用、県・町内の発生状況と具体的な対策等を、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（総務課・住民生活課・福祉保健課・関係課）
- ② 特に、住民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、こども園・学校等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（福祉保健課・こども子育て課・教育推進課）
- ③ 住民から相談窓口に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映す

る。（福祉保健課）

2-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ① 国、県、関係機関等との対策の方針等をインターネット等により共有する。（総務課・住民生活課・福祉保健課・関係課）
- ② 有事においては、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察等に関する協力を求められることもあることから、具体的な手順等について、あらかじめ県との間で調整のうえ決定しておく。（福祉保健課）

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。（福祉保健課）

第3節 対応期

（1）目的

住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

3-1 情報提供・共有について

3-1-1 町における情報提供・共有について

- ① 住民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（総務課・住民生活課・福祉保健課・関係課）
- ③ 住民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、こども園・学校等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（福祉保健課・こども子育て課・教育推進課）
- ③ 住民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。（福祉保健課）

3-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ① 国、県、関係機関等との対策の方針等をインターネット等により共有する。（総務課・住民生活課・福祉保健課・関係課）

- ② 新型インフルエンザ等の患者等の健康観察等に関して県から協力を求められたときは、あらかじめ決定した手順に基づき対応する。（福祉保健課・関係課）

3-2 基本の方針

3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（福祉保健課）

第3章 まん延防止³⁰

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、住民の生命及び健康を保護するため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、住民や事業者の理解促進に取り組む。

（2）所要の対応

1－1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（福祉保健課・関係課）

30 特措法第8条第2項第2号ロ

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとることができるように準備等を行う。

（2）所要の対応

2－1 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（総務課・福祉保健課・関係課）

第4章 ワクチン³¹

第1節 準備期

（1）目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

（2）所要の対応

1－1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（総務課・福祉保健課）

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 臍盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペンライト
※接種会場の救急体制における主な 物品	【文具類】
<input type="checkbox"/> 血圧計等	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）
<input type="checkbox"/> 静脈路確保用品	<input type="checkbox"/> 日付印
<input type="checkbox"/> 輸液セット	<input type="checkbox"/> スタンプ台
<input type="checkbox"/> 生理食塩水	<input type="checkbox"/> はさみ
<input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【会場設営物品】
<input type="checkbox"/> 救急絆創膏	<input type="checkbox"/> 机
	<input type="checkbox"/> 椅子
	<input type="checkbox"/> スクリーン
	<input type="checkbox"/> 延長コード
	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
	<input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	<input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、隨時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（福祉保健課）

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

特に大曲仙北医師会や美郷町医療協議会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部等との連携を密にし、接種体制の構築に努める。発生状況を踏まえて、各医療機関に依頼する医療機関方式もしくは、町が接種会場を用意する集団接種方式で実施するかは圏域内の医療体制の中で検討する。（福祉保健課）

1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対し、接種が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。（総務課・福祉保健課）
- ② 国が実施する登録事業者の登録作業に係る周知・登録申請等に国・県の要請を受け協力する。（総務課、福祉保健課）

1-3-3 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア）町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る³²。（福祉保健課）

31 特措法第8条第2項第2号ロ

32 予防接種法第6条第3項

- (イ) 発生状況を勘案して、円滑な接種を実施するため、国や県の指示に基づいて、医療機関との契約締結等、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。（福祉保健課）
- (ウ) 国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、高齢者支援施設等の入所者等も速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。（福祉保健課・こども子育て課・教育推進課）

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口推計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊 婦	母子健康手帳届出	C	
幼 児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳 児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6～18歳満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成 人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

*乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

1-4 情報提供・共有

1-4-1 住民への対応

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位のあり方等の基本的な情報についてウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、住民の理解促進を図る。（総務課・福祉保健

課）

1－4－2 町における対応

町は、県の支援を受けながら、定期の予防接種の実施主体として、県や地元医師会等の関係団体との連携の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。（福祉保健課）

1－4－3 衛生部局以外の分野との連携

予防接種施策の推進に当たっては、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には総務部局や労働部局、介護保険部局、障害福祉部局、教育委員会部局等、関係部局間等の連携を確保し、発生時に備えた準備を進める。（総務課・福祉保健課・こども子育て課・商工観光交流課・教育推進課・関係課）

1－5 DXの推進

町は、町健康管理システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿った整備を行う。具体的には、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備に取り組む。（企画財政課・福祉保健課）

第2節 初動期

（1）目的

準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、迅速なワクチンの研究開発・製造を行うほか、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種につなげる。

準備期からの取組に基づき、速やかに産学官が連携してワクチンを開発し、有効性及び安全性が確保されたワクチンを製造することで、必要なワクチン量を確保する。

（2）所要の対応

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（福祉保健課）

2-2 ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（福祉保健課）

2-3 接種体制

2-3-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、大曲仙北医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて大曲仙北医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（福祉保健課）

2-3-2 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理する健康管理システム等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するととも

- に、接種に必要な資材等の確保に向けた準備を行う。（福祉保健課）
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務を所管する福祉保健課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う総務課も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（総務課・福祉保健課）
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について、必要な人員数の想定及び配置を行う。なお、接種会場の設置や運営スタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については外部委託による業務負担の軽減策も検討する。（福祉保健課）
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種が円滑に行われるよう、大曲仙北医師会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行い、多人数への接種を行うことできる体制を確保する。（福祉保健課）
- ⑤ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を構築する。（福祉保健課）
- ⑥ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備等の手配を行う。（福祉保健課）
- ⑦ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品を準備し、移送機関との事前協議の上、発症者の速やかな治療や移送に備える。（福祉保健課）

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿	□マスク
□トレイ	□使い捨て手袋（S・M・L）
□体温計	□使い捨て舌圧子
□医療廃棄物容器、針捨て容器	□膚盆
□手指消毒剤	□聴診器
□救急用品	□ペンライト
※接種会場の救急体制における主な 物品	【文具類】
□血圧計等	□ボールペン（赤・黒）
□静脈路確保用品	□日付印
□輸液セット	□スタンプ台
□生理食塩水	□はさみ
□アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【会場設営物品】
□駆血帶	□机
□救急絆創膏	□椅子
□点滴固定用絆創膏	□スクリーン
	□延長コード
	□冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
	□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	□耐冷手袋等

第3節 対応期

（1）目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（2）所要の対応

3－1 ワクチンや必要な資材の供給

町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量、使用実績等を踏まえ、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（福祉保健課）

3－2 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（福祉保健課）

3－2－1 特定接種

3－2－1－1 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務課・福祉保健課）

3－2－2 住民接種

3－2－2－1 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（福祉保健課）
- ② 町は、各接種会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための

人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（福祉保健課）

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、国の要請を受け、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに情報を共有する。（福祉保健課）
- ② 町は、広報等及び接種会場における掲示等による注意喚起により、接種会場における感染対策を図る。また、接種に係るリスク等も考慮し、副反応に関する情報提供を行い、健康被害を最小限に抑える。（福祉保健課）

3-2-2-3 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて町施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、大曲仙北医師会等および近隣市町のほか、関係団体と連携し、接種体制を確保する。（福祉保健課）

3-2-2-4 接種記録の管理

町は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（福祉保健課）

3-3 健康被害救済

町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者からの相談等への対応を適切に行う。必要に応じて、美郷町予防接種健康被害調査委員会を設ける。（福祉保健課）

3-4 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。（総務課・福祉保健課）

3-4-1 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（福祉保健課）

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 町は、実施主体として、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報（接種の目的、ワクチンの有効性・安全性等）について住民へ周知する。（総務課・福祉保健課）

第5章 保健

第1節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める県予防計画並びに保健所及び健康環境センターが定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び健康環境センターが、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようとする。

（2）所要の対応

第1節 対応期

3－1 主な対応業務の実施

3－1－1 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。（福祉保健課・関係課）
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（福祉保健課・関係課）

第6章 物資³³

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、国及び県は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

（2）所要の対応

1－1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³⁴。（総務課・住民生活課・福祉保健課）
- ② 上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁵。（総務課・住民生活課・福祉保健課）
- ③ 消防機関は、国及び秋田県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（住民生活課）

33 特措法第8条第2項第2号ハ

34 特措法第10条

35 特措法第11条

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保³⁶

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。国及び県は、自ら必要な準備を行なながら、事業者や住民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画（BCP）の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（2）所要の対応

1－1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（総務課・福祉保健課・関係課）

1－2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（総務課・企画財政課・福祉保健課・関係課）

1－3 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1－1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等

対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³⁷。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁸。（総務課・住民生活課・福祉保健課）

- ② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（総務課・住民生活課・福祉保健課）

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。

（住民生活課・福祉保健課）

1-5 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。（住民生活課）

37 特措法第10条

38 特措法第11条

第2節 初動期

（1）目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

（住民生活課・関係課）

第3節 対応期

（1）目的

町は、準備期での対応を基に、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、住民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

3－1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3－1－1 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（福祉保健課・子ども子育て課・教育推進課）

3－1－2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、必要に応じ高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（住民生活課・福祉保健課）

3－1－3 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等

39 特措法第45条第2項

の必要な支援を行う。（こども子育て課、教育推進課）

3－1－4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（商工観光交流課・農政課）
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（商工観光交流課・農政課）
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（商工観光交流課・農政課）
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁴⁰。（商工観光交流課・農政課）

3－1－5 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、大曲仙北広域市町村圏組合と調整を図り、火葬場の火葬炉を稼働させる。（住民生活課）
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（住民生活課・関係課）

40 特措法第59条

- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。（住民生活課）
- ④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（住民生活課・関係課）
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（住民生活課・関係課）
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（住民生活課・関係課）
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生や防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（住民生活課）

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（商工観光交流課）

3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（建設課）

1. 準備期の対応

（1）要配慮者の把握

町は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により、孤独・孤立化し生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようとする。

新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障害者等が対象範囲となる。

以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、各市町村が要配慮者を決める。

- ①一人暮らし又は同居家族等の障害、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- ②障害者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- ③障害者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時の対応が困難な者
- ④その他、支援を要する者（ただし、要配慮者として認められる事情を有する者）

（2）要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備

町は、要配慮者の登録情報を整理し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

ア 安否確認に関する対策

安否確認の方法としては、市町村の職員や協力者が電話や訪問で確認する方法のほか、要配慮者自身が安否を電話やメール、SNSで知らせる方法が考えられる。また食料品や生活必需品の配布、ごみ出し支援、その他支援を安否確認と併せて行うことも考えられる。

イ 食料品・生活必需品等に関する対策

- ・新型インフルエンザ等の発生時においても、登録事業者である食料品・生活必需品等の製造・販売事業者は、事業の継続に努めることとなるが、生産、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。

- ・各市町村では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品や生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行い、地域の実情に応じた市町村行動計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進めることが必要である。
- ・支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市町村の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品や生活必需品等を配布する方法も考えられる。
- ・食料品や生活必需品等を配達する際には玄関先までとする等、感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。
- ・市町村は各市町村の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要配慮者リストを作成する。
- ・個人情報の活用については、各市町村において、個人情報を保有するに当たって特定した利用目的又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第61条第3項に基づき変更した利用目的のために、保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を利用・提供することが原則である（個人情報保護法第69条第1項）。
- ・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、市町村が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行うことができる体制を構築する。
- ・なお、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、臨時に要配慮者に係る保有個人情報を、当該保有個人情報の利用目的以外の目的のために利用・提供する必要がある場合、市町村長において、個人情報保護法第69条第2項第2号若しくは第3号の「相当の理由⁴¹」又は同項第4号の「特別の理由⁴²」に該当することを確認した上で、要配慮者本人から同意を得ずに、要配慮者に係る保有個人情報等を防災関係部局、民生委員、自主防災組織などの関係機関等の間で共有することが考えられる。

41 「相当の理由」があると市町村長が判断する場合、個人情報保護法第69条第2項目第2号または第3号該当の判断を行うこととなる。

42 要配慮者に係る保有個人情報の情報共有先の例示中、自主防災組織については、行政機関等ではないことから、市町村長は個人情報保護法第69条第2項目第4号該当性の判断を行うこととなる。「特別の理由」は「相当の理由」よりも更に厳格な理由を必要とする。

2. 初動期及び対応期の対応

- ・町は、行動計画に基づき、要配慮者等への支援を実施する。
- ・町は、食料品や生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた行動計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。
- ・なお、平時において、同居者がいる場合や、家族が近くにいることで日常生活できる障害者や高齢者等についても、新型インフルエンザ等の感染拡大時においては、同居者や家族の感染により、支援が必要となる可能性がある。
- ・そのため、都道府県等は、新型インフルエンザ等に罹患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障害者や高齢者がいる場合には、市町村と情報共有し、市町村は、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送等）を行う。